

(社)大阪府中小企業総連盟における共済年金制度の事業廃止に伴う 大阪府出資金の取扱いについて

【府の方針】

以下の理由により、法務相談の結果を踏まえ、当初の出資目的に照らし、公益性の高い政策を完遂するために、出資金返還請求権を放棄する。

(理由)

- ① 本共済年金制度は、「中小企業団体の担い手である役職員（受給者・加入者）の身分の安定と生活の保障を通じ、中小企業の組織化を推進し、中小企業の振興を図る」という府の中小企業振興政策の一環として位置付けられ、当初より高い公益性を有しており、この公益性の高い政策を最終的に完遂させるためには、「退職年金」としての意味合いを有している受給者・加入者に対する給付を確保することが必要（受給者・加入者に対する最低限の給付は、府が出資金の返還を放棄することによって確保される。）。
- ② あわせて、制度創設に深くかかわってきた、府の社会的責任を果たすことが必要。

【総連盟側の対応】

- ① 他の出資者（事業協同組合・中央会など）にも請求権（約700万円）の放棄を要請。
- ② 中央会に、府の出資金返還請求権の放棄を前提として、加入者・受給者に対する給付の確保のため、約1千万円の支援を要請（中央会の理事会において議決済）。
- ③ 総連盟の運営に関与した役員で、年金受給の対象となっている者に対しては、役員在職期間等を踏まえ、当該年金の一定額の自主返納を求めていく（対象者2名）。

《法務相談の結果》

(1) 出資金の返還規定の解釈

定款や出資契約書の「返還規定」による府の出資金返還請求権が、他の債権（受給者及び加入者の債権）に優先するものではない（弁護士の見解は、同列もしくは劣後）。

《A 弁護士》

定款第35条の趣旨は、まず、受給者、次いで加入者に分配を行った後、さらに財産に残余が生じた場合に、はじめて出資者に分配が行われるものである、と解釈することができる。受給者及び加入者に優先して出資金相当額の支払をなさねばならない理由はない。

(略)ただし、出資者の債権は受給者・加入者の債権に劣後すると考えられることから、返還義務についても、受給者及び加入者の分配後に財産に残余が生じた場合に限られると考えられる。

《B 弁護士》

(定款第35条に返還規定があっても) 受給者及び加入者に優先して出資金相当額の支払いをなさねばならない理由はない。債権者平等原則に従うことになる。

◆ 出資契約書（抜粋）

第8条 甲(大阪府)は、乙(総連盟)が共済制度を実施しないとき、(略)共済制度を中止し、または廃止しようとするときは、本契約を解除することができる。

2. 前項の場合において、乙は、甲に対し第1条相当額(=3500万円)の出資金を返還しなければならない。

◆ 総連盟定款（抜粋）

第35条（資産の管理及び出資金）

2 第4条第6号に規定する共済制度を中止または廃止するときは、第34条第3号に規定する出資金相当額を出資者に返還しなければならない。

※ 受給者及び加入者の債権は、大阪府中小企業団体職員共済年金規約に「残余財産の分配」として規定。

平成 23 年 8 月 5 日
戦略本部会議資料

(2) 請求権の放棄にかかる訴訟リスク

府が左記 2 点の理由により、請求権を放棄することは、公益上の必要性が高いと言え、府の裁量権の逸脱とはならないことから、訴訟リスクは低い。

《 A 弁護士 》

「中小企業団体の役職員の退職等に伴う身分の安定と生活の保障を図る」（規約 1 条）という本件共済制度事業の目的は、当時の大阪府の主要な中小企業振興施策にかなうものであり、高い公益性を有していたといえる。

(中略)

① 本件共済制度に基づく共済年金は実質的「退職金」

② 府の「制度創設者」及び「出資者」としての社会的責任

上記①及び②の理由により、府が政策的な判断として「出資金の範囲を限度として」社会的責任（法的責任ではない）を果たすために、出資金返還請求権を放棄することは、裁量権の逸脱とはならず、違法若しくは不当に財産の管理を怠ったとはならないと判断される可能性はあると考えられる。

《 B 弁護士 》

本共済制度は高い公益性を有しており、かかる政策を実現するために、府の債権を放棄するものであるという観点で考えることができれば、放棄も適法との評価もありえる。

《参考》 出資金の返還を「放棄した場合」と「請求した場合」の資産分配の状況

① 放棄した場合

- 法人は、残余財産（中央会からの約 1,000 万円の支援金を含む）から、受給者及び加入者の債務を支払う（受給者及び加入者に分配）。（※共済年金規約 32 条）。

② 請求した場合

- 法人は、残余財産では、府等の出資金返還請求債務、受給者及び加入者への債務を完済できず、破産手続きに移行する。
- 各債権者への配当については、裁判所及び裁判所から選任された破産管財人の判断によるが、府等の出資金返還請求債権が劣後とみなされた場合、府への返還額は「0」となる。
- 中央会からの支援は期待できない（中央会からの支援は府の出資金返還請求権の放棄が前提）。

《分配額一覧》

(単位：千円)

	① 放棄した場合	② 請求した場合＝法人は「破産」	
		出資金が同列となる場合(※2)	出資金が劣後となる場合(※2)
受給者（特別一時金相当額）	30,380	16,463 (①の 54.19%)	25,307 (①の 83.30%)
加入者（加入者負担掛金）	47,191	25,573 (①の 54.19%)	39,310 (①の 83.30%)
大阪府（a 出資金 35,000）	0	18,967 (a の 54.19%)	0
他出資者（b 出資金 6,670）	0	3,614 (b の 54.19%)	0
（破産経費）	—	3,000	3,000
合計	77,571(※1)	67,617	67,617

※1 中央会からの支援金 9,954 千円を含む

※2 各債権者の債権額に基づく按分による試算